

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

ショートステイななかまどの街

1. 運営主体概要

- (1) 事業者名称 有限会社 エリアサポート秋田
(2) 事業所所在地 秋田県秋田市御所野下堤二丁目1番7-1号
(3) 電話番号 018-892-7880
(4) 代表者名 代表取締役 阿部 真
(5) 設立年月 平成17年2月22日

2. 施設概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
事業所番号0570115550号
(2) 施設の名称 ショートステイ ななかまどの街
(3) 施設の所在地 秋田県秋田市御所野下堤二丁目1-7-1
(4) 電話番号 018-892-7880
(5) 施設長（管理者） 阿部 真
(6) 開設年月 平成19年02月01日
(7) 利用定員 40人
(8) サービス提供地域 秋田市全域
(9) 相談受付時間 午前8時30分～午後5時30分
(10) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室は、全個室となっております。

宿泊定員	40名	浴室	一般浴室
部屋定員	1名		個室浴槽
食堂兼機能訓練室	1室 99.75㎡		特殊浴槽
医務室・静養室	1室	送迎車	2台

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※ 居室の変更：ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護（介護予防）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員数
施設長（管理者）	1名
生活相談員（兼務）	1名
介護職員(非常勤含)	16名以上
看護職員(非常勤含)	3名
栄養士（非常勤）	1名

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食：7：00～ 昼食：11：30～ 夕食：17：30～

②入浴

- ・入浴又は清拭を利用日数に応じて利用回数を設定いたします。
- ・ご契約者及びご家族の希望にも応じます。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③介護

- ・ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
食事介助、着替え介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等。

④健康管理

- ・日々簡単な健康チェック、服薬管理、病状観察を行います。

⑤緊急時の対応

- ・24時間看護師と連絡の取れる体制を整えておりますので利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、病状によっては救急搬送の手配等をします。

⑥安全管理

- ・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しております。

(2) 利用料金

<介護保険適用料金>

基本料金

介護保険区分	1日あたりの基本料金
要支援 1	479 円
要支援 2	596 円
介護 1	645 円
介護 2	715 円
介護 3	787 円
介護 4	856 円
介護 5	926 円

加算

加算内容	1日当たりの加算料金
看護体制加算(Ⅱ)	8 円
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6 円
送迎加算(片道)	184 円
介護職員処遇改善加算(Ⅱイ)	月総単位数×15.9%円
医療連携加算(※1)	58 円

(※1) 対象となる利用者様のみ ※処遇改善加算については、少数第1位を四捨五入いたします。

※介護予防で利用された場合は、看護体制加算(Ⅰ)と看護体制加算(Ⅱ)はかかりません。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更

致します。※送迎加算に関しては、自宅への送迎希望時にのみ料金がかかります
＜介護保険対象外料金＞

① 滞在費 1500 円/日 ② 食事材料費 朝食：395 円 昼食：650 円 夕食：500 円

② 日常生活上必要となる諸費用実費

＊テレビ貸し出し（希望者のみ）1 日 50 円

＊電気毛布個人にかかる電化製品 1 日 100 円

＊理美容代（希望者のみ） カットのみ 3000 円 カット＋顔そり 3700 円

＊個人にかかる医療物品などはご本人様にご準備頂きます。

＊おむつ代は介護保険給付となっていますのでご負担の必要はありません。

③ 指定口座引落とし手数料 月 1 回 200 円

当施設では、利用料金を毎月 10 日請求書発行で当月 20 日に指定口座より引落としとなります。

（３） 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

1. 事前に利用料金引落とし指定口座手続きをしていただきます。

2. サービス開始翌月 10 日までに請求書・領収書を発行いたします。

3. 前 2. 項の請求金額をご契約者またはご家族指定口座より翌月 20 日に引き落としにて
お支払い頂きます。土日祝にあたる際は、翌週の平日に引き落としされます。

4. 引き落としができなかった場合、現金にてお支払いいただきます。

（４） 利用中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

○利用期間中の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たにサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10 %

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 管理者 阿 部 真
- 相談窓口 生活相談員 植村 由紀
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

（2）行政機関その他相談苦情受付機関

秋田市 介護保険課	所在地 秋田市山王 1－1－1 電話番号 018－888－5674
秋田県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理委員会	所在地 秋田市山王 4－2－3 電話番号 018－883－1550

6. 裁判管轄について

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、病状によっては救急搬送の手配等をします。

①協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人明和会 中通総合病院
所在地	秋田市南通みその町 3 番 15 号
診療科目	総合診療

医療機関の名称	おおすみ歯科クリニック
所在地	秋田市大住 3 丁目 3－35
診療科目	歯科